

メンタルヘルス相談体制強化のための産業カウンセラー等派遣業務 委託仕様書

1 業務名

メンタルヘルス相談体制強化のための産業カウンセラー等派遣業務

2 目的

福岡県（以下「委託者」という。）では、メンタルヘルス不調による長期休務者が増加し、10年前の約2倍となっており、特に出先機関での増加が著しい状況である。このため、出先機関におけるメンタルヘルス不調者（以下「不調者」という。）に対して産業カウンセラー等を派遣し、相談・体調確認・面談等（以下「相談」という。）に対応することにより、長期休務者の発生及び不調の繰り返しを抑制することを目的とする。

3 委託内容

（1）業務内容

委託先事業者（以下、「受託者」という。）は本事業の目的を十分理解した上で次の業務を実施すること。

- ①不調者からの依頼を受け、産業カウンセラー等を不調者に対し派遣し、メンタルヘルスに関する相談に対応すること。
- ②不調者が勤務する所属の所属長又は健康推進員（以下「管理監督者」という。）から依頼を受け、産業カウンセラー等を不調者に対し派遣し、不調者の相談に対応すること。（この場合、本人の同意を前提とする。）
- ③所属の管理監督者からの相談に対応すること。（不調者への対応方法についての悩みなど）
- ④その他以下に掲げる業務
 - ・委託者が実施する本委託業務に関する出先機関向け説明会への参加
 - ・本委託業務に関する専任担当者（委託者との連絡窓口、出先機関からの問合せ窓口）の設置
 - ・相談に関する業務（相談受付、産業カウンセラー等の派遣、相談対応、記録作成、記録の引継ぎ（相談の継続性確保）等）
 - ・月例報告及び年次報告（相談件数等）
 - ・2の目的を達成するため、受託者が独自に企画提案を行う内容の業務

（2）対象職員

委託者の出先機関 118 か所（分庁舎等を含む）に勤務する職員で、本人から相談の依頼があった以下の者又は管理監督者から相談対応を行うよう依頼があった以下の者

- ・メンタルヘルス不調による病気休暇者・病気休職者（約 160 名）
- ・ストレスチェックの結果高ストレスと判定された者（約 410 名）
- ・その他メンタルヘルス不調が疑われる者

※上記の出先機関で不調者への対応について相談の依頼があった管理監督者を

含む。

(3) 相談対応者

メンタルヘルス不調者等の相談に対応できる知識・技量を持つ有資格者に限ること。(産業カウンセラー、臨床心理士等)

(4) 相談回数

2の目的の趣旨を踏まえ、不調者からの相談に一人でも多く応えることができるよう、5に示す委託料の範囲内で、相談可能な回数を提案すること。(管理監督者への相談対応を含む)

なお、相談1回あたりの単価を設定すること。(委託料支払いは、原則相談実績に応じて精算する。)

(5) 相談の方法及び時間

不調を抱えながら働いている職員、休務している職員からの相談という点に配慮し、不調者が相談を受けやすい方法、時間を設定すること。(管理監督者からの相談を含む)

(6) 相談の場所

不調者の希望を聞き、話し合いの上で、受託者において相談の場所を設定すること。

4 業務委託期間

契約締結の日から、令和8年3月31日までとする。ただし、事業は令和10年3月31日まで実施予定であり、契約は令和8年度以降も締結する予定。

5 委託料

年間6,966,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)

6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務を処理するための保有個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 その他

(1) 業務の執行にあたり、委託者との連携を密にして遂行すること。

(2) 委託料には、業務に係る経費(人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等)の一切を含む。

(3) 産業カウンセラー等による相談対応に係る委託料については、原則として相談回数(実績)に事前に設定した単価を乗じて算出した金額を支払う。

(4) 委託者からの協議に対して、臨機応変かつ迅速に対応すること。また、当該業務に関係する資料等の情報提供を求められた場合は速やかに対応すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。協議により、本仕様書の内容が変更になる場合がある。